

平成 30 年度 上越市地方創生推進事業補助金の募集について

市では、上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会に参加する団体・企業の皆さまが取り組む「地方創生に資する事業」を支援するため、補助制度を実施しています。多くの団体・企業の皆さまから当制度をご活用いただき、取組をレベルアップすることで、当市の地方創生を一層推進できるよう、事業の検討をお願いします。

1 補助制度の概要

交付対象団体（補助金の交付を申請できる団体）
上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会の会員及び参加団体

補助対象の事業

上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下総合戦略）に定める「具体的施策」（A-1-1～D-2-1 の 24 施策のいずれか）の推進を図ることを目的とした次に掲げるいずれかの事業
(1) 総合戦略「個別事業プランリスト」に掲載した申請団体の取組のうち、既存の取組を拡充・レベルアップする事業又は未実施の事業
(2) 新たに取組む事業

補助対象経費

補助対象事業の実施に必要な経費

- 1 次年度に行う事業のための調査及び事業計画策定の経費を含む
- 2 ただし、以下の経費を除く

補助金の交付申請、実績報告及び補助金請求に要する経費

事業者等の飲食及び遊興に係る経費

不動産の取得に係る経費

建物の建設、改修等のハード事業に係る経費（ソフト事業と組み合わせて行うものを除く）

事業に必要な臨時的な雇用以外に係る人件費

市、国又は他の地方公共団体からの補助金の交付対象となる経費 等

補助対象期間

交付決定日（申請からおおよそ 2 週間程度）から平成 31 年 3 月 15 日までに実施する事業

補助金の額等

事業に伴う収入を控除した補助対象経費の 1/2

ただし、1 事業当り上限 100 万円（千円未満の端数切捨）

事業完了前の支払（概算払）が可能で、その場合は完了後に清算を行う。

交付回数の制限

1 事業者につき 2 回まで

ただし、高田区において一定の要件（ ）を満たす場合はさらに 2 回まで可能

地域再生計画「城下町高田の歴史・文化をいかした「街の再生」～コンパクトシティによるまちづくり～」の目標達成に資する事業で、もてなし環境や体験コンテンツの整備に関する事業 等

2 補助金の募集について

募集期間

平成 30 年 12 月 28 日（金）まで随時募集しています。

ただし、予算上限に達した時点で募集を締め切ります。

交付決定は、申請書が整い次第概ね 2 週間程度で随時行います。

平成 31 年度の募集は、平成 31 年 4 月 1 日から開始する予定です。

審査について

対象事業は、市の予算の範囲内で決定します。

以下の提出書類を基に審査を行い、交付決定を行います。

提出書類

交付申請書 事業計画書 団体の定款等 支出に関する見積書 参考資料

提出方法

郵送又は持参にて、書類を提出してください。

その他

事業の実施状況及び結果について、事例発表及び上越市ホームページ掲載用の写真をお願いする場合があります。

3 実績報告について

提出期限

実績報告は、所定の様式により、事業終了後 2 週間以内に提出してください。

また、3 月 1 日～3 月 15 日までに事業が終了する場合は、見込みの金額で 3 月 15 日までに提出してください。

問合せ・提出先：

上越市 企画政策部 企画政策課 担当：瀧澤、近川

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

：526-5111 FAX：526-8363 メール：kikaku@city.joetsu.lg.jp